



□■□ 事故防止メルマガ「Think」

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

1. 12月前半の管理ごよみ
2. 安全管理法律相談～自転車の業務利用に関する注意点
3. 道路交通法改正が一部施行されます（平成25年12月1日）
4. 事故ゼロへのアプローチ～夜間事故の危険を意識しよう—4
5. 交通事故にかかる企業の責任（16）
6. 今日の朝礼話題
7. 「2014 運行管理者・配車担当者手帳」好評発売中！

// //

★ 12月前半の管理ごよみ

- ◆ 1日（日）～31日（火）
— 大気汚染防止推進月間（環境省）
- ◆ 1日（日）～1月31日（金）
— 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動
- ◆ 1日（日）
— 第14回自動車安全シンポジウム
- ◆ 10日（火）～1月10日（金）
— 年末年始の輸送等に関する安全総点検（国土交通省）
- ◆ 12日（木）
— バッテリーの日
- ◆ 15日（日）
— 観光バス記念日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2013/11/11/kongetsu-untentkanri13-12/>

■ 安全管理法律相談

第7回『自転車の業務使用に関する注意点を教えてください』

・ 質問

弊社では、近場の配達や集金などで自転車を利用しています。最近では、自転車でも歩行者にケガを負わせた場合、高額な損害賠償が発生すると耳にするので、会社としても何かしらの対応を考えていますが、具体的にどのような対応をしておくべきでしょうか？

・ 回答

自転車は、道路交通法上の「軽車両」とされ、原則としては車道を走らなければならないが、飲酒運転等をした場合には罰則の適用もあります。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2012/11/13/houritsu-7-jitensya-kanri/>

■改正道路交通法が一部施行されます／平成25年12月1日施行

6月14日に公布された改正道路交通法の一部が、12月1日に施行されます（政令を11月13日に公布）。今回施行されるのは、次の3点です。

- 無免許運転への罰則等を強化（違反点数も25点に）
- ブレーキの効かない自転車の運転停止措置など
- 自転車の路側帯通行は道路の左側に限定

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/11/14/dokoho-kaisei-2013-12-1/>

■事故ゼロへのアプローチ

『夜間事故の危険を意識しよう4——夜間の悪天候時』

夜間事故の危険が増加する条件として、天候の悪化が重要な要素となります。雨の夜は、道路標示が見えにくく横断歩道などでの事故が増加します。また、夜半に気温が急激に下がると、雨水や溶けた雪が凍結する恐れもあります。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/11/15/jikozero-yakan4/>

■交通事故と企業の責任（16）

前回は、社員旅行先で飲酒運転による事故を起こし、レンタカー会社と会社の「運行供用者責任」を認めた事例でした。

今回は、派遣社員がフォークリフトで事故を起こし、派遣先の会社とフォークリフトを所有する会社の「安全配慮義務違反」を認めた事例を紹介します。

■フォークリフトの事故で派遣先の会社等に「安全配慮義務違反」を認めた

Aは派遣社員としてB社の作業に従事しており、リーチ型フォークリフトを使ってC社の物流センターにおいて、B社がC社から請け負っていた食品の仕分け作業していました。

Aは、食品を積んだパレットを外に運び出すために出入口に進行していたときに、出入口の向うに人がいたので、入ってくるものと思って手前で停止していました。

そのとき、同じく派遣社員であるDのフォークリフトが近づいてきたために、とっさに右足で避けようとしたため、フォークリフトとの間に右足を挟まれ骨折しました。

この事故でAは、B社に対してフォークリフトの運転資格を持っていないのに運転させた「安全運転配慮義務違反」がある、またC社はB社にフォークリフトを提供しており、B社に対して従業員に適正に使用させ、管理しているか把握する義務を怠った「安全運転配慮義務違反」があるとして、損害賠償を請求しました。

これに対して、裁判所は次のように述べて、「安全運転配慮義務違反」を認めました。

(派遣先B社の責任)

「物流センターでフォークリフトを使用する場合には、運転者が運転を誤ったり、フォークリフトの走行経路と作業者の歩行経路が複雑に交差して事故が発生する危険があることから、指揮監督者は

- 1・作業計画を定めて作業を行う
- 2・作業に当たっては指揮者を定めて作業指示を行う
- 3・フォークリフトの運転業務は資格を有する者にのみに担当させる

など安全対策を講ずべき義務があったが、作業計画を定めておらず、作業指揮者についても明確ではなく、フォークリフトの運転資格を有しないA及びDに運転業務を担当させていた」

「よって、B社には安全配慮義務違反があり、その結果Dがフォークリフトの運転を誤り、事故を生じさせたものである」

(物流センターC社の責任)

「C社は、物流センター内で所有するフォークリフトを管理上の制約を付することなくB社に提供しているのであるから、適正に使用させ管理しているか把握する義務があった」

「にもかかわらず、その義務を尽くしておらず事故を発生させたもので、安全配慮義務違反があった」

なお、Aが事故回避のためにとっさに右足を出した行為は適切とはいえないとして30%の過失相殺を適用して、後遺障害逸失利益など約1494万円の損害賠償を認めました。

(大阪地裁 平成23年3月28日判決)

■今日の朝礼話題

『ブレーキなしの自転車で初の逮捕者』

さる11月11日、警視庁はブレーキのない自転車を運転したとして、東京都の無職の男性(31歳)を道交法違反(制動装置不良自転車運転)の疑いで全国で初めて逮捕しました。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/11/18/no-brake-bicycle/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にさせていただける「今日の朝礼話題」を毎日更新しています。

■2014 運行管理者・配車担当者手帳好評発売中!

『2014 運行管理者・配車担当者手帳』

※仕様 A6判/222ページ/表紙ビニールレザー(黒)

※価格 1, 260円（消費税込・送料実費）

「2014 運行管理者・配車担当者手帳」は発売開始以来、個人の運行管理者様からのご注文のほか、社内表彰の景品、会員様へのサービス、お得意様への年末年始の贈答品として、法人様からもご注文を多数いただいております。

2014年版は「最新の法改正」や、「Gマークの取得のための安全性評価項目配点基準」などますます資料を充実させました。また、カレンダー機能も強化していますので、スケジュール管理も快適に行っていただけます。

本手帳のスペシャルサイトでは、画像で手帳のイメージをご確認いただくことのできるほか、パンフレットもダウンロードしていただくことができます。

【2014 運行管理者・配車担当者手帳スペシャルサイト】

<http://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

【※物流ニッポンで本手帳が紹介されました↓】

<http://www.think-sp.com/2011/03/04/syoukaikiji/>

【商品の詳細はこちら↓】

<http://goo.gl/c6MYvB>

※在庫に限りがございますので、お申込みはお早めをお願いいたします。

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成25年11月18日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□—————□■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天満4-5-3日本プロパティビル901

TEL 06-6809-1989 / FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

■□—————□■